



社会保険労務士法人つむぎ

つむぎだより No.67

= 再び五十肩 =

10月に入っても暑さが続いていましたが、やっと涼しくなってきました。晴れた日に空を見上げるときれいな青空が広がっていて、とても気持ちがいいですね。

私と言えば、1年ぶりに、今度は左の五十肩に苛まれています。特に夜間の痛みがひどくて眠れず、夜中に2度は目が覚めてしまうほどです。

ペインクリニックで注射をしてもらい、痛み止めの薬を処方していただいたお陰で、昨年ほどの激痛ではないものの、じわじわとした痛みは続いています。

前の経験から、夜間の痛みは約1ヶ月は続くと思われるので、あともう少しの間、我慢するしかありません(涙)。

そんなわけで、涼しくなってきたにもかかわらず、痛みで、時折冷や汗をかいている今日この頃です。

(川東)



1、高年齢労働者の労働災害防止対策

◆高齢者の労働災害防止の推進

令和7年に改正された労働安全衛生法では、「高年齢労働者の労働災害防止の努力義務化」が盛り込まれています。この改正では、国が当該措置に関する指針を公表すること、とされており、現在開催されている「高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」で取り上げられています。

◆ガイドラインが指針に格上げ

高年齢労働者の労働災害防止対策としては、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」(令和2年3月策定)が公表され、取組みが促されてきました。今般の指針策定の方針としては、法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止としています。

現行のガイドラインの項目や内容が基本とされるようですが、新たな追加・修正項目として以下が挙げられています。

- ・経営トップによる方針表明及び体制整備
- ・危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- ・高年齢労働者の体力の把握方法
- ・高年齢労働者の体力に応じた対応
- ・安全衛生教育

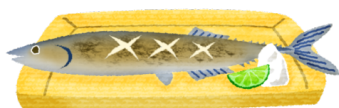
◆早めの取組みを

検討会の資料によれば、企業が「高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由」として、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した企業が約半数を占めたそうです。身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでいないことが指摘されています。

高齢化が加速する中、企業としては、高年齢労働者の労働災害対策は避けては通れない課題です。助成金等、国による支援も活用しつつ、早めの取組みを検討したいところです。

【厚生労働省「第2回「高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」資料」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63946.html



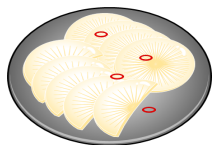
=季節のコラム=

この時期になると、専用のカンナでカブラを削って作る『千枚漬け』の仕込みが始まります。

『千枚漬け』に使われるショウゴインカブラ(聖護院蕪)は、江戸時代の後期に、聖護院村の農家、伊勢屋利八が近江堅田村からオウミカブラ(近江蕪)の種子を譲り受け、改良を重ねてできた品種です。

大きくて肌理が細かく、甘味があるこのカブを使い、江戸時代末期、御所の料理人だった大黒屋藤三郎が、北海道産の昆布と組み合わせ、新しい京の漬物を生み出しました。四斗樽で約1,000枚になるので、この名がついたともいわれています。

白さを保つために乳酸発酵をさせないので、賞味期間が短いのですが、からすみやスモークサーモンをはさんだアレンジでも美味しくいただけます。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、協会けんぽの手続きに電子申請が導入されます

◆電子申請の導入

9月10日、協会けんぽは、加入者の利便性の向上や負担軽減及び協会けんぽの業務効率化のために電子申請サービスの導入準備を行っていることを公表しました。

◆電子申請による手続きイメージ

資料によれば、傷病手当金や出産手当金、高額療養費などの給付金の申請を主な対象として想定したものです。マイナンバーカードを所持している被保険者自身による利用が前提となっています。手続きの流れや概要は以下の通りです。

- ・協会ホームページまたは「けんぽアプリ」から電子申請サイトにログインする
- ・希望する申請書を選択する
- ・マイナンバーカードにて本人確認を行い、現情報を取得する
- ・申請情報を入力の上、必要な添付書類は電子ファイルでアップロードして申請する
- ・審査に関する通知や審査状況は、画面に表示される

なお、現時点では会社の担当者や手続きの委託を受ける社会保険労務士がどのよう

に手続きを行うのかは、明らかにされていません。

◆いつから導入される?

資料によれば、令和8年1月からのサービス開始が予定されています。併せて、電子申請のほかに、健康づくりに関するコンテンツの配信も予定されているようです。

また、令和10年1月には「けんぽアプリ」に、「健診予約」や「デジタルな健康手帳」など、加入者の利便性向上に資するプッシュ型の機能を実装することなどが構想として記載されています。

【全国健康保険協会「第137回全国健康保険協会運営委員会資料」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat720/r07/002/250910/>



3、今月のおすすめ本

今回は「人間の器」(著者:丹羽 宇一郎 出版:幻冬舎新書)をご紹介します。壮大なテーマに見えますが、内容は、「今自分ができることをする」というシンプルなものでした。そして、仕事を通して実践できそうなことも記載されています。

本書の後半には、「読書」がとても大切であること、本の内容で気になったことをノートにまとめておく等、著者が現在実践されていることが紹介されています。

また最後には、アフガニスタンで活動されていた中村哲さんのことも書かれています。紛争によってインフラが破壊され、飢餓状態となった人々を救うために、自

発的に灌漑事業を進めた方ですが、残念ながら、2019年に銃撃され、お亡くなりになりました。日本でも大きく報道されたので、ご存知の方も多いと思います。

この本は、「何となく」読むのではなく、「ここに記載されているの中で、今の自分にできることはどれだろう」と意識しながら読むことをお勧めします!!(川東)

